

令和3年度コミュニティバス「めぐるくん」高齢者無料乗車券を交付しています

問 都市政策課〔東庁舎〕 ☎69・5602 FAX72・7964

高齢者の介護予防、外出促進、運転免許証自主返納者を支援し、昼間の時間帯の利用促進を目的として、コミュニティバスの無料乗車券30枚分を交付しています。有効期限はありません。昨年度の無料乗車券も引き続き利用できます。



- 対象** 申請時に市内に住民登録のある満70歳以上の人
- 利用範囲** 申請者本人および満70歳以上の同一世帯の人が利用できます。
- 対象便** 午前9時台から午後4時台までの時間に始点を出発する便
- 申請期間** 令和4年3月31日(木)(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)まで
- ※年度ごとに1回限りの申請です。令和3年4月1日以降に申請された人は今年度は申請できません。
- 受付窓口** 都市政策課〔東庁舎〕、市民課分室〔西庁舎〕
- 申請方法**
- 窓口申請の場合**
 - 各受付窓口にある「高齢者無料乗車券交付申請書」に記入して提出してください。
 - ※本人確認書類の提示が必要になります。
 - 住所、氏名、生年月日が確認できる公的な証明書(マイナンバーカード、運転免許証、後期高齢者被医療保険者証など)
 - ※代理人申請の場合は本人の確認書類と代理人の本人確認書類が必要になります。
- 郵便申請の場合**
 - 申請書、本人確認書類の写し、返信用封筒(郵便切手404円分貼付、簡易書留料金含む)を同封の上、問へ送付してください。

詐欺電話にご注意ください

問 高齢福祉課〔保健センター〕

☎71・2356 FAX72・1481

湖南市高齢福祉課職員を名乗り、「介護保険の払い戻し金があるので、振込先の金融機関を教えて欲しい」という電話があり、金融機関を伝えると、数分後にその金融機関の担当者と名乗る者から電話がありATMの前で電話をかけるよう指示をされる、といった事案が多数発生しています。

市では電話でこのような払い戻しの連絡や金融機関名をお聞きすることはあります。不審な電話があれば甲賀警察生活安全課(☎62・4155)にご相談ください。

小学1年生～中学3年生の医療費受給券の申請はお済みですか

問 保険年金課〔東庁舎〕 ☎71・2324 FAX72・2460

市では、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、令和3年9月診療分から子どもの医療費助成を拡大します。

対象年齢の児童・生徒の保護者には、令和3年7月に受給券の交付申請書を送付しています。まだ申請をされていない人は問までお送りください。

令和4年度 園児募集について

問 幼児施設課(東庁舎) ☎71・2328 FAX72・3788



令和4年度幼稚園・こども園1号認定児(短時部幼稚園の部)に入園を希望される人は、
申込期間内に各施設に申し込んでください。

幼稚園・こども園の1号認定 短時部(幼稚園の部)

■募集年齢 3歳～5歳(令和4年4月1日の年齢)

施設名	願書受付日時	連絡先
光星学園幼保連携型 認定こども園水戸幼稚園	9月13日(月) ・令和4年度に在籍している園児の弟妹 ・令和4年度小学3年生までの卒園児の 弟妹	75・3350 74・3011
光星学園幼稚園型 認定こども園ひかり幼稚園	・学園関係者	72・0077
光星学園三雲幼稚園	9月14日(火) ・一般	75・5901
光星学園事務局		
認定こども園優愛保育園モンチ	9月13日(月)～30日(木)	74・3220
菩提寺くじらこども園	9月15日(水)～30日(木)	74・1373
認定こども園(予定) 阿星あかつき保育園	9月13日(月)～30日(木) ※阿星あかつき保育園にて受付します。	77・2950
京進のようちえん HOPPA石部南	8月29日(日)～9月10日(金) ※HOPPA石部、HOPPA石部南両園 で受付します。	77・0007 (石部南) 77・4557 (石部)
平松こども園		72・0390
岩根こども園(現岩根保育園)	9月1日(水)～9月24日(金)	72・1389
下田こども園		75・2420

※こども園・保育園2号認定・3号認定児(長時部保育の部)に入園を希望される人は、9月24日(金)までに必要書類を問まで郵送で申し込んでください。

※令和4年度4月から、阿星あかつき保育園と岩根保育園が認定こども園に移行します。

阿星あかつき保育園→「幼保連携型認定こども園阿星あかつき保育園」

岩根保育園→「幼保連携型認定こども園岩根こども園」

※令和4年度4月から、京進のようちえん HOPPA石部は令和6年からのこども園化に向けて「京進のようちえん石部南」で合同で就学前教育を実施します。

詳しくは広報こなん8月号または、市ホームページをご覧ください。

皆さん、お元気ですか。

県では、滋賀の産業を支える工業系の高等専門人材の育成を図るために、高等専門学校の設置に向けた検討が行われています。市は県立高等専門学校を、JR草津線沿線に誘致したく活動を展開しています。同じく、甲賀市と湖南市の産業経済界の皆さんのが、7月27日に草津沿線地域に高専を誘致する会を立ち上げ、運動を開始されました。そして8月18日には県へ要望活動に行かれました。私たちも誘致運動を加速する必要があります。

47都道府県で、「高専」がないのは5県のみです。「技術立県 滋賀県」と言つて胸を張れる状況ではありません。「高専」は5年制の学校です。滋賀県の工業生産の4割が、この草津線沿いであり、湖南市も高度技術者が必要です。金融機関も動いておられますが、行政も歩調を合わせて進んでまいります。

6月市議会で誘致計画を進めるようになります。「高専」をどこに設置するかは滋賀県知事が決めます。この地に決定がりが必要です。どうか、皆さん、宜しくお願いいたします。

生田市長の
よいとこ！



9月21日は世界アルツハイマー認知症について理解を深めましょう

問高齢福祉課〔保健センター〕 ☎71・4652 FAX72・1481

認知症には様々なタイプがあり、主なものに下記のようなものがあります。気になる症状が見られた場合は早めに相談してください。

■認知症の種類と特徴

認知症は原因となる病気によってさまざまな特徴があります。

一番多い認知症	幻視などが起こるのが特徴
アルツハイマー型認知症  <p>女性に多く、進行は緩やか。記憶障害が著しく、特に直近の記憶（短期記憶）が不得意になります。うつ状態が見られることがあります。</p> <p>特徴的な症状の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新しいことが覚えられない ●家事が段取りよくできない ●道具が使えない ●道に迷うなど 	レビー小体型認知症  <p>初期のころはもの忘れより、うつ状態、失神、震えといった症状が出たり、幻視（目の前にはいはずのものが見える）を認めたりすることがあります。</p> <p>特徴的な症状の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●症状の良いときと悪いときの変化が大きい ●人や動物、虫などがリアルに見えると言う ●夜中に大声を出す、動き回るなど
脳梗塞、脳出血などが引き金 血管性認知症  <p>男性に多く、脳の血管障害で脳細胞が死滅することで発症します。脳血管障害のリスクとなる高血圧や糖尿病などの治療・改善が予防につながります。</p> <p>特徴的な症状の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●やる気がなくなる、無表情 ●感情を抑えられない ●段取りが悪くなる ●手足のまひがあるなど 	少ないがケアが大変 前頭側頭型認知症（ピック病）  <p>もの忘れの症状は軽く、意欲や理性、感情をコントロールすることが難しくなります。万引きや無銭飲食などで周囲を困惑させることも少なくありません。</p> <p>特徴的な症状の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性格の変化が現れる ●怒りっぽくなる ●同じ行動や言葉を繰り返すなど

もの忘れサポートチームこなん(認知症初期集中支援チーム)に相談してください

市内の在宅で生活している認知症（疑い含む）の人やその家族が抱えている心配ごとや困りごとに対して、複数の専門職によるチームが支援します。以下のいずれかに該当する人はぜひ相談してください。

- ・認知症の診断を受けていない人
- ・継続的な医療サービスや適切な介護サービスに結びついていない人（中断している人）
- ・医療・介護サービスを利用しているが、家族などが対応に苦慮している人

世界アルツハイマーに合わせたイベントを開催します

認知症に関する

図書コーナー

■期間 9月1日(水)～29日(水)

■場所 甲西図書館

DVD「認知症と向き合う」鑑賞会

■日時 ①10月5日(火) 午前10時～11時
②10月13日(水) 午後1時～2時

■場所 ①石部まちづくりセンター ②岩根まちづくりセンター

■定員 ①②とも30人(先着順)

■申込方法 9月1日(水)～開催日の前日までに電話かFAXで問へ。

令和3年度宝くじコミュニティ助成事業

問 地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2315 FAX72・2000

(財)自治総合センターは、宝くじの普及・広報を目的として、宝くじの収益金を財源とするコミュニティ活動への助成を行っています。

このたび、一般コミュニティ助成事業で下田西区と岩根東区がこの助成を受け、下田西区ではテントなど、岩根東区では複合機などを購入・設置しました。備品整備を通じて、コミュニティ活動のさらなる充実・強化につなげます。



▲下田西区



▲岩根東区

●送り付け商法の相談

「海外から注文した覚えのない商品が届いた」などの相談が急増しました。受け取った場合は、法律改正があり、7月6日からはすぐに処分することができるようになりました。

問 消費生活センター(東庁舎)
☎71・2360 FAX72・3788

「海外から注文した覚えのない商品が届いた」などの相談が急増しました。受け取った場合は、法律改正があり、7月6日からはすぐに処分することができるようになりました。

湘南市総合防災訓練を実施します

問 危機管理・防災課(東庁舎)

☎71・2311 FAX72・2000

地域や関係機関の協力のもと地震を想定した総合防災訓練を実施します。

当日は、午前8時に防災行政無線による放送やメールなどを配信しますので、ご理解ご協力をお願いします。
※実際の災害と間違えないようご注意ください。

■日時 10月3日(日) 午前8時～正午

■場所 市役所東・西庁舎、各まちづくりセンター、市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)、小中学校など

消費者
悩みの相談室

令和2年度消費生活相談の状況
「新型コロナウイルス関連の相談が増加、「送り付け商法」「定期購入」に注意」

●新型コロナウイルス関連の相談

令和2年度に湘南市消費生活センターに寄せられた相談は367件で、前年度の381件と比べて14件(3.7%)の減少となっています。特徴は次のとおりです。

●定期購入の相談

自宅で過ごす時間が増え、インターネット検索などの機会が増えることで、広い年代でインターネット通販トラブルが78件、前年比20%増加しました。主な購入商品は「健康食品」と「化粧品」で、インターネット上の広告では、大きく割引価格を表示しながら、解約条件は何度もスクロールしないと表示されなかつたり、わかりにくい場所に小さい文字で表示されています。注文は簡単にできるが、解約は電話やSNSに限定されているなど、注文時と

比較して手続きが煩雑になつている場合が多いので注意が必要です。

交通事故などで保険診療を受けた場合は30日以内に届出を！

問保険年金課〔東庁舎〕 ☎71・2324 FAX72・2460

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077・522・3013

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者が負担することが原則ですが、届出により国民健康保険または後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

- この場合、国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療広域連合で一時的に治療費を立替え、後日、加害者に請求します。警察に届けると同時に問へ届出をしてください。届出に必要な書類については問い合わせてください。
- また、医療機関を受診する際には、必ず、「第三者行為によるものであること」を伝えてください。



●第三者行為の例

- ・交通事故(自転車の事故も含む)
- ・暴力行為によるケガ
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・他人から提供された食事で食中毒にあったなど

※30日を過ぎて届出された場合、窓口担当者より理由を伺います。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。また、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがありますので、示談をする前にお早めに問で相談してください。

※勤務中や通勤途中での事故や不法行為(飲酒運転など)による事故は対象外です。

秋の全国交通安全運動

問危機管理・防災課〔東庁舎〕 ☎71・2311 FAX72・2000

9月21日(火)～30日(木)の間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

期間中は次の重点項目に留意し、より一層の交通安全を心がけましょう。

●歩行者の安全の確保

運転者は、子どもや高齢者などの歩行者に対して「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。歩行者は、飛び出しや斜め横断、車両接近中や通過直後の横断はやめましょう。

●安全運転意識の向上

運転者は、薄暗くなったら、早めに前照灯を点灯し、上向き(ハイビーム)を基本に、状況により下向きに切り替えて運転しましょう。

「車に乗れば必ずシートベルト」という習慣を身につけ、子どもには体格に応じたチャイルドシートを使用しましょう。

●自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

「自転車は車の仲間」であることを認識して、交通ルールを守り、必ず自転車保険に加入しましょう。

●飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

あおり運転などの妨害運転は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。十分な車間距離を保ち、無理な進路変更や追い越しなどは絶対にやめましょう。

●横断歩道利用者ファースト運動の推進

(滋賀県重点)

「横断歩道は歩行者優先」です。運転者は横断歩道を渡ろうとする歩行者がいたときは停止し、歩行者に道をゆずりましょう。歩行者は、道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認をして、車が停止してから横断を始めましょう。

9月10日は下水道の日です

問上下水道課〔東庁舎別棟〕 ☎71・2338 FAX72・2332

●公共下水道へ接続してください

公共下水道が使えるようになった区域では、雑排水は6か月以内、くみ取り便所は3年内に下水道へ接続することが義務づけられています。家庭や事業所から排出される汚水を、きれいにして自然に返すため、公共下水道へ接続しましょう。

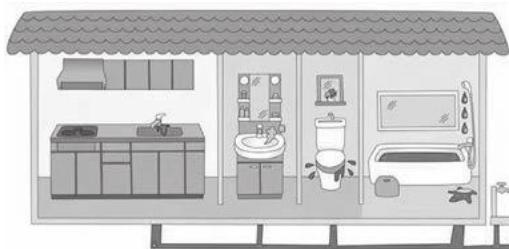
下水道が使えるようになった後、水洗便所に改造する人は、工事費に応じて融資が受けられます（付帯工事費は含まれません）。金融機関から受ける資金融資返済のうち、利子分を市が負担します。詳しくは問へお問い合わせください。

●宅内樹を掃除していますか

主に台所からの排水を受ける宅内樹（防臭樹）は、固体物や油分が堆積し排水管が詰まりやすくなります。日頃から清掃するようにしてください。

●絶対に流さないで!!

水に溶けない紙・オムツ・布製品などを流すと下水道本管が詰まります。絶対に流さないでください。



人
権
シ
リ
ーズ

9月は同和問題啓発強調月間です 「なぜ差別はいけないのか」

同和問題は、今日においてもなお同和地区の人々が就職や結婚などにおいて差別され、基本的人権を侵害されている重大な社会問題です。

県では毎年9月を「同和問題啓発強調月間」と定め、市でも同和問題に対する啓発活動に取り組んでいます。

「寝た子を起こすな」では差別はなくなりません

「寝ている子をわざわざ起こして、泣かせることはない」という考え方と同じように、「同和問題について知らない人に伝えることは、かえつて差別を意識させてしまうことになるから、この問題にふれない方がいい」という考え方があります。この考え方には、実際に起こっている差別を容認し、差別を受けている人たちに我慢を強いることにもつながります。

インターネットなどを悪用した人権侵害が多く発生しています

インターネットによる掲示板への差別的な書き込みや、悪質な誹謗中傷などの人権侵害も後を絶ちません。インターネットはお互いの顔が見えないため、エスカレートしてしまう危険もあります。相手の気持ちを思いやり、モラルを守って使用しましょう。

なぜ差別はいけないのか？

人は生まれてくるときに、国や性別、親の職業、出身地などを選択するわけではありません。自らが責任を持たない属性を理由に差別されるとが絶対あってはいけません。

『今月は人権擁護課が担当しました』